

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷十二第

行發日一月一年四十四正大

號別特

地租と營業税との對立に關する考察……………法學博士 神戸 正雄

西陣の機業仲間……………經濟學博士 本庄榮治郎

朝鮮の農業金融組織……………法學博士 河田 嗣郎

往古に於ける上海と日本の史的關係……………文學博士 新村 出

資本の社會的性質……………法學博士 河上 肇

ピオ・ソシヤル假説の意義……………文學博士 米田庄太郎

産業集中に就てのマルクス説の謬想……………法學博士 田島 錦治

金紙幣本位制……………法學士 作田 莊一

水産資本融通問題……………法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争の運賃に及ぼす影響……………法學士 小島昌太郎

支那の帝政と支那の文化……………文學博士 矢野 仁一

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

# 水産資本融通問題

山本美越 乃

(一)

國土の面積狭小にして高山峻峰縦横に貫通し、陸上の富源として注目するに足るべきもの甚だ少きに拘らず、四圍の海洋に於ける自然の恩恵は世界に其の類ひ稀なる我が邦の如きに在りては、夙に此の方面に於ける寶庫を開きて國富の充實を計るの必要あることは論を俟たず、殊に近時の如くに人口の増加に伴ひ、日常生活の必需品に動もすれば不足を感せんとする時代に於ては、陸産物の價格の騰貴に因る國民の收支の不適合を、或程度迄は水産的の富源の開發に依りて緩和せしむべきに拘らず、事實は全く之に反して陸産物よりも一層急激なる速度を以て、水産物の價格の騰貴せんとする傾向あることは、國民經濟上一大脅威たるのみならず、更に之を國民の保健上よりするも、一日も等閑に附すべからざる重大問題と稱せざるを得ず。

由來陸上の富源の開發に付きては今日に至る迄、政府も國民も共に相當の考慮を廻らし、又之が爲めに必要なる各種の施設及機關の整備に關しても、敢て完全とは稱し得べからざるも兎に角

一應の要求は之を充たし得る程度に迄發達しつゝあるに、之と相併びて我が國民經濟上極めて重大なる意義を有せる海洋の富源の開發に付きては、殆ど顧みられざるが如き感を抱かしむるものあるは頗る遺憾と言はざる可からず、水産的の富源に關しては我が邦は世界の三大漁場の一を以て目せらるゝ程、自然力の恩惠の豊かなるものあり、又之が開發に必要な勞力の協力に付きても、陸上の富源の開發に従事しつゝある勞力に比して敢て遜色あるを見ず、既に自然及勞力の協力に關しては、此の如く其の間に毫も不利なる事情の存することを發見する能はざるに拘らず、然かも尙ほ海洋の富源の開發の遲々として進歩せざる所以は、全く生産の重大なる要件の一たる資本の協力に於て意の如くならざるものあるに因れり。

之を陸上の富源の開發に付きて考察するに、等しく原始生産業に屬するも農業の開發に必要な缺く可からざる資本は、之が融通を勸業銀行・農工銀行・拓殖銀行等の所謂不動産銀行に仰ぐことを得べく、又鑛業の開發に要する資本は、起業銀行即ち興業銀行の如き動産銀行に於て之が融通を受け得べく、更に森林業の如きに於てすら主要樹木を立木の儘登記して之を抵當物件となすことを得せしめ、斯くして資本融通の途を開きつゝあるに、獨り水産業のみは法規上よりせば、農業と同じく勸業銀行・農工銀行・拓殖銀行等に於て資本を融通し得ることゝなり居れるも、(日本勸業銀行法第十四條乃至第十八條・農工銀行法第六條乃至第十條・北海道拓殖銀行法第七條第八條)、

實際上に於ては事業其のもの、危険性及之に従事する者の信用の一般に薄弱なるを理由として、普通銀行は固より特殊銀行に於ても直接水産業者に資本を融通することを喜ばず、他の産業に比して自然的の好條件を具備せる我が水産業の發達の却て遅々たる所以は、實に此の資本の協力に於て缺くる所あるに因る、於茲乎、水産業の發達を期せんと欲せば、水産資本の融通を目的とする特殊の金融機關例へば水産銀行の如き機關を設くるの必要ありとの説を生せしむるに至れり。

## (二)

水産業の發達の爲めには此の如き特殊の金融機關の必要なることは、理論上に於ても實際上に於ても毫も之を疑ふの餘地なしと雖も、唯之が實現上考慮すべき問題は、斯かる機關は其の貸付資本を如何にして準備し、又之を如何なる方法に依りて融通すべきやとのこと是れなり、凡そ農業を始め一般に原始生産業に對する資本の融通は、原則としては長期且低利なるを必要條件となすを以て、其の貸付資本は之を普通銀行の如くに短期の預金を吸収して調達し得べからざるや明かにして、結局債券發行の特權を與ふる等の方法に依りて、貸付資本を準備せしむるの他途なかるべく、更に又此の如くにして準備し得たる資本の融通方法に付きて考ふるも、現今の如き水産業の組織を以てしては、縦令漁具・漁船を抵當とし若くは漁業權を擔保となすも、銀行をして安

んじて資本を融通せしむることは頗る困難なりと言はざるべからず。

何となれば水産業は本來水界の利用征服を目的とするも、水界の利用征服は今日の人智の程度を以てしては陸界の利用征服の如くに容易ならず、從て營利事業としては他の産業よりも危険の度比較的大なることも事實にして、又之に従事する者に付きて觀察するも、事業其のもの、性質此の如く多少危険性を帯ぶる所より、従業者の生活状態の如きも一般に他の産業に従事する者に比較する時は、劣等且不安の状態に在るを免れず、加之、我が邦の水産業の現状は多くは單獨經營に依るか、然らずんば極めて小規模の共同經營に依るを通常とし、他の産業に於けるが如き有力なる企業組織を有する者は稀なるを以て、事業其のもの、危険性以外に、此の點よりするも銀行が資本の融通を躊躇するは蓋し止むを得ざるものあり、故に水産金融機關の必要を主張すると共に、水産業者に於ても亦從來の如き態度を改め、金融機關をして安んじて資本を融通せしめ得る様、其の企業組織を能ふ限り改善せしむるの必要あり。

商工業に於ても單獨若くは小規模の共同經營者に對しては、銀行は確實なる擔保を提供するに非ざるよりは一般に資本の融通を爲すことを好まず、故に斯かる經營者等の資本融通の唯一の途は、相互の信用を基礎として金融組合を組織し、對人信用に依りて組合員間に互に資本を融通する方法に依るか、或は又組合の名を以て他より低利の資本を借入れ、之を各自に融通するの方

法に依る他途なし、商工業に於てすら既に然りとせば、事業其のもの、性質上よりするも亦之が従業者の實況よりするも、到底同日に論ずべからざる單獨若くは小規模組織の水産業者に對しては、假令特殊の水産金融機關の設置を見るも、資本の融通難を緩和せしむること能はざるべし、果して然りとせば水産業の組織及之が従業者の實況にして改まらざる限りは、理論上は必要缺く可からざる機關も、實際上に於ては遂に其の機能を發揮すること能はずして止むべし。

### (三)

水産業の現状の下に於ては特殊の金融機關を設置するも、事實上斯かる機關を利用して資本の融通を受け得べき資格を有する者は比較的少數にして、即ち現在既に相當の企業形態を備へつゝある者は、其の信用を以て資本の融通を受け得べきも、然らざる多數の従業者等は物的并に人的信用に於て斯かる機關を満足せしむるに足るべき確實なる保障を有せざるより、資本の融通を受けること能はず、此の如くして本來水産金融の目的を以て設けられたる機關も、確實且純然たる水産資本の融通のみを以ては、到底其の事業を繼續すること能はざるより、終には本來の目的以外の方面にも資本を融通せんとするが如き必要に迫らるゝことなしとせず、水産金融機關にして一度度斯かる方面に活動の機會を求むるに至る時は、勸業銀行・拓殖銀行等と實質上殆ど擇む所なきに至るべく、此の如くんば水産金融機關設置の目的は其の半ば以上を失へるものと言ふも不

可なく、結局既設の特殊銀行例へば勸業銀行・農工銀行・拓殖銀行等をして、水産資本の融通に一層の便宜を與へしむると大差なきに終らん、故に此の種の金融機關の成立を可能ならしむるや否やは、一に之を利用し得べき資格を有する水産業者の多少によりて決せらると言ふも不可なかるべく、之を利用し得べき水産業者の資格は、其の事業經營の實際に就きて定むるの他なきを以て、特殊の金融機關の設置に先だち、水産業者自ら互に督勵して他の信用を受くるに足るが如き事業經營法を採用せんことに努めざる可からず。

水産業が他の産業に比して危険の大なりとの點は、近時氣象學・海洋學等に關する研究の進歩及漁業上にも文明の利器(例へば無線電信・飛行機等)を應用するの途次第に開かれつゝあること等に依りて、不可抗力的危険の豫知必ずしも不可能に非ざるに至れると共に、他方に於ては又漁具・漁船及漁撈方法等の不斷の改良に伴ひ、事業其のもの、危険性は昔日に比して著く減少し來れるも、之に従事する者の間に於ける團結的精神及其の事業經營上に他の産業に於けるが如き共同的組織の缺如せることは、結局水産業に對する信用を薄弱ならしむる重大なる原因を成せるを以て、水産資本融通難の解決問題も、今日に於ては事業其のもの、危険性よりは、寧ろ水産業者の事業經營上に關する覺醒に待つべきもの甚だ大なりとす、而して此の事たるや決して不可能なることに非ず、唯從業者の多數は斯かる組織の必要及其の效果に關する智識と理解とを有せざる

より、因習に囚はれ舊慣を墨守するに過ぎざるを以て、之を善導して彼等の間に徐々に共同的の組織を普及せしむることを急務とす、現に地方に依りては産業組合的精神に則り、従業者間に鞏固なる團體を組織し、漁獲物の販賣・生活品の購入は勿論、漁船・漁具等に要する資本の融通に至る迄自給の方法を講じつゝあるものさへあり。

#### (四)

水産業の經營に要する資本は、水産物商・問屋・仲買人等より個人的に之が融通を受くるの他途なきが如き從來の不完全なる水産金融の状態を改め、少くとも他の産業に於けると同じく特定の金融機關に依りて水産資本を融通せしむるの必要あることは論を俟たずと雖も、之が實現には現今尙ほ前述の如き諸種の障得の存するものあるを思ふ時は、一方に於ては産業組合的の組織に依り、少額の資本は能ふ限り自給主義に依りて之を調達せしむる様指導獎勵を加ふると共に、將來特殊の金融機關の設置を可能ならしむべき各種の條件の完備するに至る迄は、過渡的の一制度として近時政府に於て制定の意ありと傳へらるゝ漁業財團抵當法、即ち漁業權又は其の登録したる賃借權、船舶・其の屬具并に附屬設備、土地、工作物、地上權、土地若くは水面使用、引水若くは排水に關する權利、漁具、副漁具、機械器具其の他の附屬物、賃借權、工業所有權等を以て漁業財團を組織せしめ、之を抵當權の目的物として水産業者に金融の便を與へんとする計畫の如き

も、敢て多きを之に望むべからずと雖も、又一便法たるを失はざるなり。

唯該抵當法に於ても從來抵當權の目的物としては實際上幾多の疑問を挾ましむる餘地ある漁業權を、其の中に加へんとするが如きは考慮を要すべき問題たり、固より他に良好なる抵當物件を有せざる水産業者に對する資本融通の一方法としては、其の唯一の財産とも稱すべき漁業權を抵當物件中に加ふことは當然にして、理論上に於ては毫も之を異とするに足らずと雖も、實際問題としては假りに債務者に於て其の債務を履行すること能はざる場合に、債權者が該權利を繼承して自ら之を行使し、若くは第三者に讓渡して之を行使せしめんとするも、其の權利の行使には特に行政官廳の免許を必要とするのみならず、其の他諸種の法律上の制限を受くるに加へ、新に權利を得たる者は當該漁場の實況に通せず、又其の地方の漁業慣習等に習熟せざるより、自ら其の權利を行使すること頗る困難なる事情存し、結局法律上の權利の主體は異なるも事實上其の業に従事し若くは其の實權を掌握する者は、從來の權利者たるが如き結果を生ずるに至るべきを以て、斯かる複雑且不安の性質を有せる權利を抵當として資本を融通するが如きことは、一般金融業者の喜ばざる所たるを以てなり、是れ夙に漁業法に於て漁業權を民法上に所謂物權の一種と看做して、抵當權の目的物となし得べきことを定めたるに拘らず(漁業法第七條)、今日に至る迄金融業者間に抵當物件としての適性を汎く認めらるゝに至らざる所以なり、故に假令漁業財團抵當

法にして實施せらるゝとも、漁業權の本質にして從來と異なる所なくんば、金融業者等は恐くは之を以て有力なる抵當物件と看做すが如きことなかるべし。

(五)

次に船舶を抵當とする資本の融通問題に關しても、漁船中トロール漁船の如きは最も堅牢なる構造を有し、耐波耐風は勿論殆ど覆没の虞れなしと稱せらるゝに拘らず、金融業者は之を抵當として資本を融通することを好まず、固よりトロール漁業は其の性質上免許漁業に屬するを以て、債務不履行の場合に債權者は該漁船の差押へを爲すも、自ら代りて其の業を營むこと能はざる不便あるより、斯かる抵當物件は之を喜ばざるの風あることも事實なるも、之れ以外に一般に漁船は其の構造上他の目的に轉用すること難く、融通性を缺けることも抵當物件として良好なるものに非ずと思惟せらるゝ所以なり、從來船舶を抵當とする資本の融通は日本興業銀行に於て之を爲しつゝあるも、同行の船舶抵當貸付は五百噸以上のものに限り、之れ以下の船舶に對しては融通を受くるの途なきより、此の噸數上の制限を低下することに依りて船舶抵當貸付の範圍を一層擴張せしめんとするの議なきに非ず、此の種の要求はトロール漁業者間に主として行はれつゝあるも、一般に漁船の抵當物件として適性を缺けること前述の如くなるに加へて、トロール漁業其のものが特定人に對する免許漁業たる性質を有するより、權利の移轉得喪等に複雑せる諸種の問題

を生せしむるの虞れあると、又兼業的のトロール漁業者に對しては、漁船を抵當として資本を融通するも、其の資本は果して該漁業の經營の爲めに使用せられつゝありや、或は然らずして兼業的の他の事業の爲めに使用せられつゝありやを判別すること難く、從て之によりて水産資本融通の本來の目的を達し得るや否や頗る疑ひなき能はざる場合あり、是等の事情はトロール漁船に對する抵當貸付を益々困難ならしむる所のものたり。

## (六)

要之、水産資本の融通問題は、我が邦に於ては他の産業政策上の諸問題にも優りて最も重大な問題たるに拘らず、水産業に従事する者の他の産業に従事する者に比して、一般に社會上及經濟上に於ける地位の薄弱なるより、資本融通難に關する多年の絶叫も、未だ以て政府及國民を動かすに足らず、消費者たる多數の國民は常に魚價の不廉に苦みつゝあるも、生産者たる漁民も亦家に餘財を蓄ふる者は稀にして、漁業の利益は其の中間に介在して、驚く可き高利を以て資本を融通しつゝある個人的金融業者等に依りて壟斷せられつゝあるは刻下の現状たり、故に我が國民の主要食料品たる水産物の價格を低廉ならしむることに依りて、一般生活費の負擔を輕減せしむると共に、直接其の業に従事する漁民等に對しても、其の勞に酬ゆるに足るべき適正なる收入を得せしめ、斯くして彼等の社會上及經濟上に於ける地位を向上せしめんと欲せば、現今の如き不

完全なる資本の融通方法に、根本的の改善を加ふことは最も急務と稱せざるを得ず、之が爲めには結局特殊の水産金融機關の設置を必要とすべきことは、既に述べたる所の如しと雖も、其の實現を見るに至る迄は、一方に於ては能ふ限り既設の金融機關例へば勸業銀行・農工銀行・拓殖銀行等の利用を完ふせしむることに依り、又他方に於ては從來抵當權設定の目的物の不確實なりしより、資本の融通に苦みつつありし者をして其の便を得せしむる様、漁業財團抵當法の如き制度を一日も早く實行せしむるを要す、而して之と共に我が漁村の現狀に照らして殊に必要な施設は、漁民間に汎く産業組合的精神を理解せしめ、生産・販賣・購買等の各種の方面に協同一致の力を以て組合運動を起さしむべきは勿論、又小資本の融通に關しては信用組合の制度を獎勵して、能ふ限り自助自給の精神を涵養せしめんことに努むるに在り。

水界の富源に關しては我が邦は自然の恩恵を受くること極めて大なるに拘らず、從來其の開發の意の如くならざるものある所以は、固より技術上に於ける缺點も尠からざりしとは謂へ、其の重大なる一原因は、他の産業に比して資本の缺乏せること及之が融通の困難なることに因ると云ふも過言に非ず、從て之が解決の如何は實に我が水産業の死活に關する根本問題と言はざる可からず。

(完)